

本校では、すべての教職員が、「いじめはどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策・生徒支援委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け全職員が情報を共有し組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告するとともに、所轄の警察署等の関係機関に相談・通報し、連携しながら対処していきます。

本基本方針には、「新潟県立新潟工業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめ防止基本方針の策定

- この基本方針は、国のいじめ防止対策推進法、新潟県いじめ等の対策に関する条例及び新潟県いじめ防止基本方針に基づき、本校にけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について基本的な考え方や具体的な方策等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

- 本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。なお、本方針におけるいじめとは、新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条を踏まえ、次のとおり定義するいじめ類似行為を包含している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らずにいるような場合 等

（新潟県いじめ防止基本方針(令和3年7月改定)より）

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な危機が生じると判断された場合、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携して対処する。

3 組織的な対応に向けて

- いじめの未然防止・早期発見のための「いじめ対策・生徒支援委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け全職員が情報を共有し組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

4 いじめ未然防止について

- 生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒ひとり一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
生徒自身がいじめ防止のための標語を作り、全校生徒がいじめを許さないという意識を育みます。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットやSNSのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について講演会を実施するとともに指導します。

5 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人が強く認識します。
- 月1回のいじめ・生活に関するアンケートや心と身体健康アンケート、個人面談を実施し、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応し全職員で情報を共有します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

6 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場になって対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応し定期的に情報共有します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることがないように、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助など見守りながら、良好な人間関係の構築に努めます。